（法第２８条第１項関係）

２０２３年度事業報告書

２０２３年３月１日～２０２４年２月２９日

特定非営利活動法人京都教育サポートセンター

１　事業の成果

　当法人は、設立２２年目の事業年度を迎え、1年間活動した。この年度内の５月から新型コロナ感染症の分類が５類に引き下げられたことから、もとの活動に向けて動きをするための１年となった。

　当所の活動内容は、現在大きく分けて５つの活動を実施している。それは「学習支援」「居場所提供」「「歩プロジェクト（フリースクール活動）」「家庭派遣・家庭教師」「広報・各種相談」である。２０２３年度もこの活動を中心に実施した。

　「学習支援」は希望者に対して基礎の錬成から受験まで幅広く対応している。家庭教師も含めて本人の状態と目的に対応したカリキュラムを作成して実施した。また発達障がいの方を中心とした方に対して「育成社会性学習」というプログラムを実施しており、今年度も１名だけであったが日々の生活に必要なスキルを学ぶサポートを行った。

　「居場所提供」では、利用者は大きく変化はなかったが少なめの利用者数で推移したことから、もっと様々な事情の方が通いやすい環境をどう作っていくかを考えることとなった。

　「フリースクール活動［歩プロジェクト］」は５月に新型コロナ感染症の分類が引き下げられたことから、ほぼ通常に行う方向で進んだ１年であったが、スタッフ数の確保が厳しかったことから、思っていたほどは実施することができなかった。しかし、当所は２０歳以上の利用者も多いことから、コロナ禍前までには実施していた「忘年会」を４年ぶりに実施し、お酒も可能な会食イベントも実施できた。

　「家庭教師・家庭派遣」はまだ通うことに対しては抵抗がある状態の方に対して訪問による相談活動・家庭教師活動を実施した。２０２３年度は６名の訪問活動を実施した。またこの事業は、京都府による「ひきこもり状態にある者のための社会参加支援事業」の補助金を２０２３年度もいただき、訪問活動・面談や電話による相談・一部日程の居場所提供を対象者に対して無償で行った。

　「広報・各種相談」は年間を通じて不登校・ひきこもり・学校中退・進路・発達障害などの相談に随時応対してきた。相談件数はのべ２５０件以上を行った。広報に関して、機関紙「ゆっ歩通信」は電子媒体での発行をし、ホームページに公開した。情報発信はホームページ・ブログ・Facebook・Twitter・Instagramなどの媒体を使用した。さらに今年度はYouTube「京都教育サポートセンターチャンネル」を開設した。

　まとめとしては、今年度も当所を必要とする方がおられ、その方々に対して心のエネルギーの充電、社会に向けた対人の練習、社会へ動くための気持ちの伴走など、当所のできる活動は実施できた１年となった。今後もこのまま支援を実施していきたいと考える。

収支について記載する。２０２３年度は年度としては２年ぶりの赤字であった。社会的にも小中学生の不登校数はコロナ禍前に比べて一気に増加し、２８万人とも言われ、今後も当所を含めフリースクールは必要なものであると考えられるので今後にも継続して活動を行うことを目標とする。そして、意図したものではないにしろ増加した不登校生などの支援に向けて利用者の増加を目指し、収支も安定させていくことが必要である。

２　事業の実施に関する事項

　(1) 特定非営利活動に係る事業

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 事　業　内　容 | 実施日時 | 実施場所 | 従事者の人数 | 受益対象者の範囲及び人　　　数 | 支出額(千円) |
| 不登校等の青少年に対する総合的な学習支援事業 | * 不登校の状態で学力不振の状態にある生徒等に対する学習指導の教室設置および運営
* 不登校の状態にある生徒等に対する家庭学習指導員の派遣による訪問支援
* フリースペースを提供し、不登校等の状態にある生徒等に対して、自立した社会生活を目指すための総合支援活動
 | 随時随時毎週火曜日から土曜１１時～1８時 | 事務所京都府下事務所 | ３４１０ | 生徒３生徒６生徒１２外部１０ | ５７６３事業合計　 |
| 不登校等の青少年の国際交流に関する事業 | * 外国人講師を招き外国文化の理解および英会話の学習支援を目指す「国際理解教室」
 | 実施できず | 事務所 | ０ | 現在実施しない | ０ |
| 不登校等の青少年に対するレクリエーション事業 | * ボーリング大会・合宿・映画鑑賞会・クリスマスパーティなどのイベントの実施
* フリーマーケット参加などの社会活動

・定期的実施のサークル的活動上記活動を総称して「歩プロジェクト」活動と呼ぶ | 通年で実施年度内６回の実施スタッフ不足で実施できず | 事務所京都府下 | １２ | 生徒１２外部１０ | 事業合計に含 |
| 不登校等になった青少年に関する相談及び支援事業 | * 不登校等の状態にある生徒の保護者に対する相談
* 不登校等の状態にある生徒の保護者に対する相談会

・不登校・ひきこもりの状態にある若者に対する本人または保護者に対しての家庭訪問（相談）活動・他団体などの主催による相談会等への参加 | 随時３月４日８月６日９月３日１２月３日随時なし | 事務所京都府下 | ４５４ | 保護者５０ご家族５本人２０本人６ | ０事業合計に含0事業合計に含０事業合計に含 |